

令和 5 年 6 月 5 日現在

機関番号：32686

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2018～2022

課題番号：18H05932・19K21098

研究課題名（和文）戦前から1960年代までの観光地で指定された風致地区の実態に関する研究

研究課題名（英文）Actual situation of scenic districts of urban planning law in tourist destinations before the 1960s.

研究代表者

西川 亮（Nishikawa, Ryo）

立教大学・観光学部・准教授

研究者番号：70824829

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、戦前から1960年代に観光地において指定された風致地区がどのように運用され、1960年代までの観光地空間の保全にどのような影響を与えたかを明らかにし、観光地における風致地区指定の史実を評価することを目的とするものである。熱海、玉名、湯河原、白浜における調査の結果、各自治体が観光開発に対して風致地区の重要性を如何に認識したかによって、解除と維持に別れていったことが明らかになった。より明確に言えば、風致地区が観光地としての価値を高めるものとしての認識と観光地としての価値を低める、あるいは阻害するものとしての認識の違いである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

都市計画研究において、従来の風致地区研究の多くは、京都や東京などの大都市の戦前の状況を対象に、指定のプロセスを明らかにするものが多かった。対して、本研究はその対象都市及び対象時期の観点において学術的独自性を有する。対象都市は、温泉地や景勝地などの観光地を対象としており、対象時期は、我が国の観光地がマストツーリズムの誕生により大きく空間的に変容した1960年代を対象としている。研究の結果、一般的な都市における風致地区の状況とは異なる実態や制度運用が温泉地等の観光地ではなされていたことが明らかになった。これは、風致地区を巡る新たな視点の獲得に繋がるものと理解できる。

研究成果の概要（英文）：This research focuses on the scenic districts of City Planning Law for tourism destinations in the 1960s. The research questions are: How were the designated scenic areas for tourism operated from pre-war until the 1960s and what kind of impact did they have on the preservation of tourism spaces until the 1960s. Based on the document and field survey for Atami, Tamana, Yugawara, and Shirahama hot spring resorts, it was clear that there is a difference between the recognition that scenic districts increase their value as tourist destinations or the recognition that scenic districts reduce or hinder their value as tourist destinations.

研究分野：都市工学，観光

キーワード：風致地区 都市計画法 観光地 温泉地

1. 研究開始当初の背景

我が国には、豊かな観光資源や魅力的な観光施設及び宿泊施設が多く存在する一方、それらの立地する観光地自体は、土地利用や景観上様々な問題を抱えている。昭和前期に近代都市計画と観光施策に基づく都市形成が進んだと言われる(山口, 2014)が、1933年に都市計画法が改正されたことにより温泉地や海水浴場等の資源を有する小規模町村でも都市計画法適用が認められるようになり、全国の観光地で観光地として自然風致を保護するため風致地区が指定されていった。戦後もその傾向は続き、戦前から1960年代までに91市町村に及んだことが明らかになった。

ところが、1960年代にはマス・ツーリズムの隆盛と共に観光開発が全国的に生じた。当時の観光開発は自然環境や歴史的環境を破壊するものであったが、それを地域行政でコントロールすることはできず、結果的に高層の宿泊施設が乱立し景観が破壊されるなど、観光地空間の大きな変容に繋がり、それは現在の観光地空間を規定するほどの影響力を持っている。観光開発が都市計画に与えた影響も少なくなく、熱海市では戦前に指定された大規模な風致地区が観光開発の圧力によって面積縮小されたことが明らかにされている。つまり、戦前から1960年代に指定された風致地区は観光地の風致保全に寄与した可能性もある一方で、運用によって逆効果をもたらした可能性がある。これまでの研究は観光地における風致地区指定という史実解明に留まっていたが、観光地における都市計画の展開を正確に明らかにするためには、風致地区の運用実態にまで言及する必要性がある。

2. 研究の目的

上記の問題意識を踏まえ、本研究では、戦前から1960年代に風致地区指定された地方観光地を対象に、風致地区を巡る1960年代までの運用実態と観光開発による影響を明らかにする。特に、全国的動向の把握として、1960年代までに風致地区指定のあった観光地(91市町村)における風致地区の空間変容と風致地区範囲の変化有無の実態を見た上で、具体的な地域を数箇所選定し、風致地区の指定範囲変化に至る経緯や風致地区が観光開発に与えた影響を明らかにする。その上で、戦前から1960年代に指定された観光地における風致地区の意義と効果を考察し、当時の地方都市計画行政の観光開発に対する姿勢を明らかにする。

3. 研究の方法

本研究では、戦前から1960年代までに風致地区指定された地方観光地(91市町村)を対象に風致地区を巡る1960年代までの運用実態と観光開発による影響を明らかにする。

(1) 全国的動向の把握

対象とする観光地の風致地区(91市町村)に関して、国立公文書館所蔵の都市計画図から風致地区決定年、風致地区の範囲、風致地区指定範囲の変更履歴を特定し、国立国会図書館所蔵の国土地理院発行地形図から風致地区決定・変更前後の空間変容の変遷を分析する。また、当時の専門雑誌等を用いて、対象とする観光地における観光開発の状況を明らかにする。以上の分析から、91市町村のうち次の2つに該当する観光地を抽出する。

風致地区の範囲が変化した地域

風致地区の範囲は変化しなかったが観光地として開発が多かった地域。

(2) 具体的な地域における実態分析

このタイプの観光地の風致地区について、都市計画審議会議事録・市町村議会議事録・ローカル紙・市町村都市計画課所蔵資料を収集して風致地区を巡る観光開発による影響や効果を明らかにする。

(3) 総合的考察

(1)(2)を踏まえて、戦前から1960年代に指定された観光地における風致地区の意義と効果を考察する。また、当時の地方都市計画行政の観光開発に対する姿勢を明らかにする。

4. 研究成果

戦前から1960年代までに風致地区が指定された観光地91市町村から、風致地区の範囲が大幅に変化・解除した地域、風致地区の範囲は大幅には変化しなかったが観光地として開発が多かった地域を選定した。その結果、に該当する地域として玉名・熱海、に該当する地域として湯河原・白浜が選定された。

(1) 熊本県玉名町

玉名町は北九州諸都市の慰養保養地として発展しはじめているものの、人口増加の趨勢にある状況からこのまま自然風致を放置するとそれらが破壊される恐れがあるため、1953年に温泉街北部の丘陵地一体が風致地区として指定された。風致地区の指定が議論された、第27回都市計画審議会では、計画課長から次のような説明がなされ、風致地区指定が決定した。

「玉名町は熊本県の北部菊池川に臨んだ温泉観光都市で大牟田、荒尾市はもとより北九州諸都市の慰養保養地として観光浴客は跡を断たないのであります。この玉名観光の中心であります立願寺温泉は小岱山の長く東に延びた給料の裾に囲まれて誠に閑静な温泉郷となっているのであります。この恵まれた環境も背後のなだらかな丘陵と常緑樹を主体とする林相美によって生まれて来るものでありまして此の一角は浴客並びに附近町民の唯一の散策地となっているのであります。しかし玉名町は最近急速に人口が増加し、発展の趨勢にありますので、このままに放置しますと、この自然の風致も破壊されるおそれがありますし、延いては玉名町の理想的な発展を阻害する結果となりますので温泉街の北側丘陵地一帯を都市計画風致地区に指定して風致の維持保存を図ろうとする」

上記の説明からも、玉名町の風致地区決定は温泉地に訪れる観光客が自然風致を享受できる環境を維持する目的で指定されたことが窺える。ところが、そのわずか16年後の1969年に、この風致地区は風致を構成する要素となる樹林等はほとんどないことと風致地区としての面積の少なさを理由に全面的に廃止された。この決定の際、市（玉名町は1954年に玉名市に変更）は現況写真を提示している。それによると、遠景からの撮影こそ建物が密集している様子が窺えるが、風致地区内から撮影された写真ではある程度の自然風致が残存していることが窺える。

その後、空中写真を確認する限り、この風致地区であったエリアは、現在も自然風致をある程度は残している。しかし、宿泊施設等の建設も確認できる。

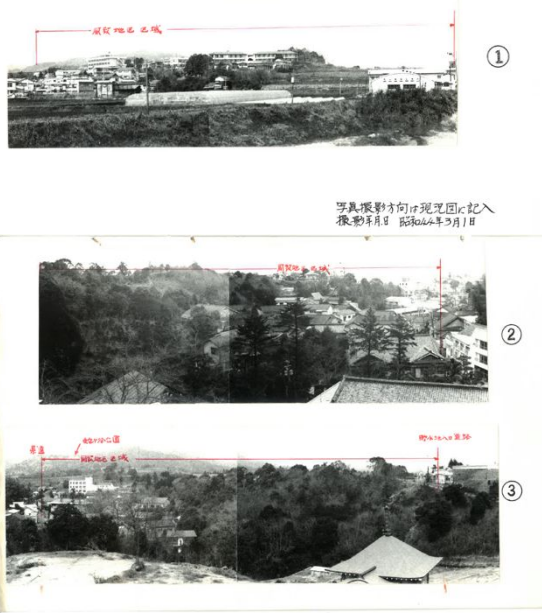


図 玉名温泉の風致地区の状況（1969年）

(2) 静岡県熱海市

熱海市の風致地区は1937年に都市計画決定されている。その理由は、「多くの名勝史蹟ノ他自然風致を毀損するもの尠からず如斯は風致景勝の保存と其の利用とを最も緊要とする本町の如き慰養休養都市に在りては自ら其の生命を滅殺するの行為と謂うべき」為であった。湯河原町とは異なり、熱海市の風致地区は市街地を囲うように周囲の自然地帯にかけられた。しかし、戦後になり、徐々に観光需要が高まるなか、民間事業者による風致地区への開発圧力が高まっていた。市議会では再三、風致地区の意義について議論されていたが、1963年に風致地区を解除することとなった。背景には、市の経済を観光産業に依存していたことから観光開発を受け入れたい行政の思惑があった。こうして、市街地周辺の重要な風致地区が解除された。さらに1970年代にも風致地区の一部が解除されている。

(3) 和歌山県白浜町

白浜町の風致地区は1948年に都市計画決定されている。その理由書によると、「終戦後の観光国策の線に副い、漸次観光諸施設の計画又は実施を見やうとして居るにも不拘一面自然の景観の毀損せられるものなきにしても非ざるは誠に遺憾の極みにして之が保護の為六箇所総面積134.0haを都市計画風致地区として指定し観光都市としての将来の発展に備へんとする」とある。白浜町の風致地区指定の特徴は、広範囲かつ広面積に渡ることであり、その目的は、観光地白浜にふさわしい自然風致の維持であった。その後、白浜町では1974年、1989年、2013年、2017年に風致地区の変更を行なっている。この間、一部のエリアの風致地区が解除されているものの、ベースとなっているのは、1948年の風致地区指定であり、それは現在まで観光地白浜の環境保全に寄与しているものと捉えられる。

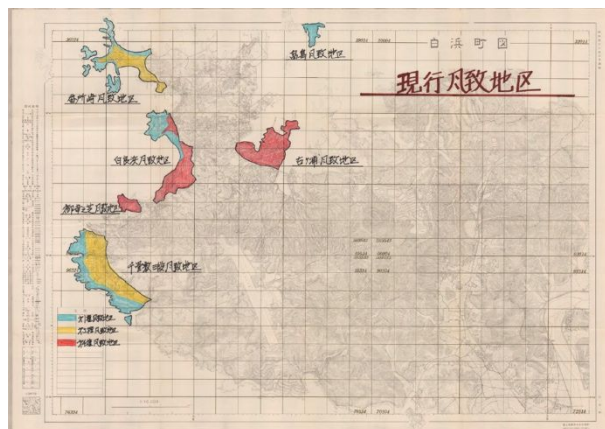


図 白浜町の風致地区範囲（1948年決定）

(4) 神奈川県湯河原町

湯河原町の風致地区は1940年に都市計画決定されている。その理由は、「古来温泉地として其の名人口に膾炙せられ其の4周亦史跡に富み風光の地なり(略)来遊するもの特に多からんとす依て勝地一帯に亘る区域を風致地区に指定し以て之が維持を図らん」為であった。温泉市街地が

ら後背の自然地帯までを含む 1543ha にも及ぶ広域的な指定であった。戦後、1954 年に風致地区のうち、自然地帯の 1518ha が県立奥湯河原自然公園に指定され、実質的に建物の建設に対する規制は補強されることとなった。1960 年代、観光開発の需要が高まる中、風致地区内への開発許可申請が多くなされていた。中には、風致地区規制が定める建蔽率の上限を超えた開発申請もあった。こうした申請に対しては、小田原土木事務所長から県土木部長宛で調査意見を記した進達文書が作成されていたが、景観を著しく阻害することはないとする理由で開発が認められるような実態も確認された。こうした状況において、1970 年には温泉市街地における風致地区が解除され、市街地の開発に対する規制は弱体化した。その後も風致地区の範囲については変更決定がなされているが、市街地部分の風致地区規制は徐々に緩和される方向となり、自然地帯への規制を強めていった。

(5) まとめ

本研究は、戦前から 1960 年代に観光地において指定された風致地区がどのように運用され、1960 年代までの観光地空間の保全にどのような影響を与えたかを明らかにし、観光地における風致地区指定の史実を評価することを目的とした。4 つの事例から明らかになったのは、風致地区及び観光に対する各行政の姿勢の違いである。特に 1969 年の都市計画法改正により地方分権が進んだ結果、このタイミングが風致地区を減じる機会になってしまっていた。各自治体が観光開発に対して風致地区の重要性を如何に認識したかによって、解除と維持に別れていったことが明らかになった。より明確に言えば、風致地区が観光地としての価値を高めるものとしての認識と観光地としての価値を低める、あるいは阻害するものとしての認識の違いである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 西川 亮	4. 巻 55
2. 論文標題 熱海市総合開発計画構想案（高山プラン）（1960）に基づく高度経済成長期の熱海市都市計画の展開	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 都市計画論文集	6. 最初と最後の頁 1265～1272
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.11361/journalcpj.55.1265	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西川亮	4. 巻 54-3
2. 論文標題 戦後旧都市計画法下における熱海市の風致地区を巡る議論と運用に関する研究 市議会での議論経過を中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 都市計画論文集	6. 最初と最後の頁 1343-1350
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.11361/journalcpj.54.1343	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 西川亮	4. 巻 53-3
2. 論文標題 戦前の林学者による都市計画への接近に関する考察	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 都市計画論文集	6. 最初と最後の頁 660-667
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.11361/journalcpj.53.660	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 阿部 大輔、石本 東生、江口 久美、岡村 祐、西川 亮、沼田 壮人、後藤 健太郎	4. 発行年 2020年
2. 出版社 学芸出版社	5. 総ページ数 240
3. 書名 ポスト・オーバーツーリズム	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------